

## 総合点数の算出方法

参加希望工事ごとに、経営事項審査を基にした「客観的事項」による客観点数と、滋賀県独自に設定した「主観的事項」による主観点数を合計した総合点数を算出します。

総合点数の算出方法

**総合点数=客観点数+主観点数**

### (1) 客観点数

経営事項審査の結果をもとに参加希望工事ごとに算出します。(したがって客観点数については、

**客観点数=0.25X<sub>1</sub>+0.15X<sub>2</sub>+0.20Y+0.25Z+0.15W**

X<sub>1</sub> = 参加希望工事ごとの年間平均完成工事高の評点(※1)

X<sub>2</sub> = 自己資本額および利益額の評点(=経営事項審査のX<sub>2</sub>評点)

Y = 経営状況分析の評点(=経営事項審査のY評点)

Z = 技術職員数および元請完成工事高の評点(=経営事項審査のZ評点 ※2)

W = その他の審査項目(社会性等)の評点(=経営事項審査のW評点)

※1 参加希望工事ごとの基準決算期と基準決算前期以前の平均完成工事高(下記①または②の式により算出)を次ページのX<sub>1</sub>評点テーブルに当てはめて算出します。

#### ①経営事項審査の工事種類別完成工事高で「2年平均」を選択している場合

「基準決算期完成工事高」+「基準決算前期以前完成工事高」

A= \_\_\_\_\_

2

②経営事項審査の工事種類別完成工事高で「3年平均」を選択している場合

$$A = \frac{\text{「基準決算期完成工事高」} + (\text{「基準決算前期以前完成工事高」} \times 2)}{3}$$

3

※2 参加希望工事種別に対応する建設業許可業種の経営事項審査の技術力(Z)の評点の中で、最も高い評点で算出します。

## XI 評点テーブル

入札参加資格申請にかかる 建設工事の種類別年間平均完成工事高	X 1 評点の計算式 (A = 年間平均完成工事高：単位千円)
1,000億円 以上	2,309
800億円 以上 1,000億円 未満	$114 \times A \div 20,000,000 + 1,739$
600億円 以上 800億円 未満	$101 \times A \div 20,000,000 + 1,791$
500億円 以上 600億円 未満	$88 \times A \div 10,000,000 + 1,566$
400億円 以上 500億円 未満	$89 \times A \div 10,000,000 + 1,561$
300億円 以上 400億円 未満	$89 \times A \div 10,000,000 + 1,561$
250億円 以上 300億円 未満	$75 \times A \div 5,000,000 + 1,378$
200億円 以上 250億円 未満	$76 \times A \div 5,000,000 + 1,373$
150億円 以上 200億円 未満	$76 \times A \div 5,000,000 + 1,373$
120億円 以上 150億円 未満	$64 \times A \div 3,000,000 + 1,281$
100億円 以上 120億円 未満	$62 \times A \div 2,000,000 + 1,165$
80億円 以上 100億円 未満	$64 \times A \div 2,000,000 + 1,155$
60億円 以上 80億円 未満	$50 \times A \div 2,000,000 + 1,211$
50億円 以上 60億円 未満	$51 \times A \div 1,000,000 + 1,055$
40億円 以上 50億円 未満	$51 \times A \div 1,000,000 + 1,055$
30億円 以上 40億円 未満	$50 \times A \div 1,000,000 + 1,059$
25億円 以上 30億円 未満	$51 \times A \div 500,000 + 903$
20億円 以上 25億円 未満	$39 \times A \div 500,000 + 963$
15億円 以上 20億円 未満	$36 \times A \div 500,000 + 975$
12億円 以上 15億円 未満	$38 \times A \div 300,000 + 893$
10億円 以上 12億円 未満	$39 \times A \div 200,000 + 811$
8億円 以上 10億円 未満	$38 \times A \div 200,000 + 816$
6億円 以上 8億円 未満	$25 \times A \div 200,000 + 868$
5億円 以上 6億円 未満	$25 \times A \div 100,000 + 793$
4億円 以上 5億円 未満	$34 \times A \div 100,000 + 748$
3億円 以上 4億円 未満	$42 \times A \div 100,000 + 716$
2億5,000万円 以上 3億円 未満	$24 \times A \div 50,000 + 698$
2億円 以上 2億5,000万円 未満	$28 \times A \div 50,000 + 678$
1億5,000万円 以上 2億円 未満	$34 \times A \div 50,000 + 654$
1億2,000万円 以上 1億5,000万円 未満	$26 \times A \div 30,000 + 626$
1億円 以上 1億2,000万円 未満	$19 \times A \div 20,000 + 616$
8,000万円 以上 1億円 未満	$22 \times A \div 20,000 + 601$
6,000万円 以上 8,000万円 未満	$28 \times A \div 20,000 + 577$
5,000万円 以上 6,000万円 未満	$16 \times A \div 10,000 + 565$
4,000万円 以上 5,000万円 未満	$19 \times A \div 10,000 + 550$
3,000万円 以上 4,000万円 未満	$24 \times A \div 10,000 + 530$
2,500万円 以上 3,000万円 未満	$13 \times A \div 5,000 + 524$
2,000万円 以上 2,500万円 未満	$16 \times A \div 5,000 + 509$
1,500万円 以上 2,000万円 未満	$20 \times A \div 5,000 + 493$
1,200万円 以上 1,500万円 未満	$14 \times A \div 3,000 + 483$
1,000万円 以上 1,200万円 未満	$11 \times A \div 2,000 + 473$
1,000万円 未満	$131 \times A \div 10,000 + 397$

注1：Aに代入する年間平均完成工事高は千円単位であり、千円未満は切り捨てる。

注2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## (2) 主観点数

下表の各主観項目について、右欄に示した点数を主観点数として加減点します。

主観的評価項目	主観点数
<b>【1】工事成績</b> (1) 参加希望工事別の4年間の平均工事成績 (令和4年1月1日～令和7年12月31日に完了検査を終了した県発注工事)  (2) 表彰 (令和6年1月1日～令和7年12月31日の2年間の受賞歴)  (3) VE提案 (県発注工事で令和5年4月1日から令和7年3月31日の間にVE提案し、令和7年12月31日までにVE提案採否通知書を交付されたもの)	次の計算式により算出した点数 [(工事成績評定点の平均(切上げ)-65)×5] <b>-325~+175</b>  滋賀県優良工事表彰のうち 知事賞 <b>+15</b> 優秀賞 <b>+10</b> 奨励賞 <b>+5</b>  1提案につき <b>+5</b> (上限30点)
<b>【2】経営管理(建設業許可のある全事業所で取得)</b> (1) ISO9001の取得 (申請日以前に取得したもの)  (2) ISO14001またはエコアクション21等の取得 (申請日以前に取得したもの) (ISO14001、エコアクション21、KESおよびエコステージの登録、認証と重複しての加点はありません)	<b>+8</b>  ISO14001の取得 <b>+8</b> エコアクション21の認証 <b>+6</b> KESまたはエコステージの登録、認証 <b>+10</b>
<b>【3】社会性</b> (1) 社会貢献活動 「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録(申請日以前に登録し、申請日において活動を継続していること) (2) 高齢者雇用確保措置 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年の定めの廃止の高齢者雇用確保措置 (申請日以前に措置したもの)  (3) 障害者応援関連(※) (資格審査申請日直前の6月1日現在の障害者雇用) ア (ア)法定雇用義務のある事業者  (イ)法定雇用義務のない事業者  イ 障害者就労施設への優先発注に向けた取組  (4) 次世代育成支援対策(※) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等 (申請日以前に登録または認定を受けたもの)  (5) 防災協定の締結  (6) 消防団協力活動状況(※)  (7) 地域貢献活動への参加(※) (令和6年4月1日～令和7年3月31日に参加した活動)  (8) 除雪作業等の受託実績 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に県・市町または滋賀県道路公社との間で契約を締結している場合)	「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録 <b>+10</b>  労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出 <b>+10</b>  ア (ア)法定雇用障害者数を超える雇用 0.5人または1.0人 <b>+20点</b> 1.5人または2.0人 <b>+25点</b> 2.5人以上 <b>+30点</b> (イ)雇用している障害者数 0.5人または1.0人 <b>+20点</b> 1.5人または2.0人 <b>+25点</b> 2.5人以上 <b>+30点</b>  イ しが障害者施設応援企業認定制度による認定企業 <b>+3</b> (アおよびイと合わせて上限30点)  「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 <b>+10</b> 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 +次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定 <b>+16</b>  協定締結 <b>+10</b>  消防団員として活動している従業員等 1名につき <b>+5</b> (上限10点)  参加1回につき <b>+2</b> (上限10点)  <b>+10</b>

主観的評価項目	主観点数
<p>(9) コンプライアンスの普及・徹底            ア 不当要求防止責任者選任および社内規範等の制定            イ 前年度の入札参加資格申請において ア の評価を受けている者が下記の【4】の(1)または(2)に該当した場合</p> <p>(10) 保護観察対象者等の就労支援(※)</p> <p>(11) 女性技術者の雇用促進</p> <p>(12) 女性活躍推進に向けた取組(※)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※社会性に係る主観的評価項目の上限設定</p> </div>	<p>ア +5            イ -10</p> <p>ア 協力雇用主登録 +5            イ 直接雇用 +10            ウ 間接雇用 下請け企業ごとに +5            (ア、イおよびウ合わせて上限20点)</p> <p>雇用している女性技術者 1名につき +2 (上限10点)</p> <p>滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業            +2,+6,+10</p> <p>(3) 障害者応援関連            (4) 次世代育成支援対策            (6) 消防団協力活動状況            (7) 地域貢献活動への参加            (10) 保護観察対象者等の就労支援            (12) 女性活躍推進に向けた取組</p> <p style="text-align: right;">} 合わせて上限70点</p>
<p>【4】信用状況</p> <p>(1) 入札参加停止状況            (令和6年1月1日～令和7年12月31日の2年間の停止歴)</p> <p>(2) 不正または不誠実な行為</p>	<p>1月未満 - 5            1月以上 2月未満 -10            2月以上 3月未満 -20            3月以上 6月未満 -30            6月以上 12月未満 -50            12月以上 -70</p> <p>完成工事高の嵩上げや経審点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ客観点数の2%の範囲で減点します。</p>

注1 【1】については参加希望工事ごとに、【2】～【4】については、その企業全体の評価として算定します。

注2 【1】については、JVによる工事を評価対象から除きます。